

平成22年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月26日〕

-
- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程6 報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答について
- 日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 日程8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程10 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
- 日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
- 日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
- 日程13 議案第7号 平成22年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認について
-

本日の会議に付した事件

- 日程1 会議録署名委員の指名について
- 日程2 報告第1号
- 日程3 報告第2号
- 日程4 報告第3号
- 日程5 報告第4号
- 日程6 報告第5号
- 日程7 議案第1号
- 日程8 議案第2号
- 日程9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
- 日程12 議案第6号

出席委員

1番	井戸賀吉男君	17番	澤邊雅之君
2番	沖野谷秀雄君	18番	宮本善助君
3番	飯塚幸一君	19番	村山文雄君
4番	千勝忠君	20番	坂本一雄君
5番	保科進君	21番	山田重一君
6番	川島昇君	22番	秋本精一君
7番	高須一郎君	23番	横田裕康君
8番	篠崎惣壽君	24番	加納昭君
9番	栗山文雄君	25番	松本文雄君
10番	濱田昭一君	26番	沼崎享君
11番	吉岡一仁君	27番	濱田孟君
12番	横田悌次君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	内田和雄君
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓君
農業委員会事務局係長	小更礼子君
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

3月25日（木） 稲敷市農業委員会第4回運営委員会

於 稲敷市役所東庁舎第2会議室

出席者 秋本運営委員長他12名、内田事務局長、永長事務局長補佐

3月25日（木） 稲敷市農業委員会第2回幹事会

於 稲敷市役所東庁舎第4会議室

出席者 村山幹事長他2名、藤枝庶務係長

午後 3時06分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） ただいまから平成22年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名につきまして、議長一任でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は26番、沼崎委員、29番、鈴木委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、上須田字上須田、田2筆、計1万2,608平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、須賀津字須賀津、田1筆、3,171平方メートルについてでございますが、これも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 続きまして、2ページ目をお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

受理番号1番、鳩崎字余郷入ほか3地区、計4筆、信太古渡字西区2筆、合計田3筆、畑3筆、計6筆、1万912平方メートルについてでございますが、平成21年12月24日、被相続人の死亡により取得をしたものでございます。農地の取得者は現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 3 ページ目をお開き願います。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、柴崎字下吉山、田96平方メートルについてでございますが、受人の宅地の敷地は110平方メートルで、その中に78.66平方メートルの居宅が建築されており、車を駐車する場所がないため、現在、隣接地を借りて車を置いています。今回、居宅に接近している申請地を取得して、駐車場として利用するものであります。

受理番号2番、柴崎字三島、畑18筆、計7,581平方メートルについてでございますが、受人は当該地を取得して、ブナの木を中心に430本を植林するものでございます。転用面積のうち、植林面積は6,879平方メートルでございます。

次に、4 ページをお開き願います。

受理番号3番、江戸崎字荒匂、畑6筆、計1,795.94平方メートルについてでございますが、盛り土をしまして田畑転換するものでございます。関係法令の許可につきましては、稲敷市土地開発指導要綱の許可を受けているものでございます。

受理番号4番、江戸崎字荒匂、畑2筆、計755平方メートルについてでございますが、受理番号3番と同じ事業区域で、盛り土後は受人が行う事業の駐車場として使用するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 続きまして、5 ページをお開き願います。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

賃貸借権の合意解約1件でございます。

受理番号1番、阿波崎字居待堂ほか1地区、田2筆、計6,166平方メートルについてでございますが、賃借人が高齢により規模を縮小するため、合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願います。

報告第5号 競売・公売等による売却のための農地の現況照会に対する回答についてでございます。

受理番号1番、関東信越国税局より現況照会がありました、駒田塚字向田ほか5地区、田16筆、畑34筆、計50筆、3万782平方メートルについてでございますが、4月12日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。

調査の結果、当該地は農地法の農地に該当しますので、買受適格証明願を要する旨、報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、12ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買6件、贈与4件、交換2件でございます。

受理番号1番、上之島字上ノ島、田2筆、計3,033平方メートルについてでございますが、渡人は、相続により当該地を取得しましたが、耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、自作地に隣接しているため、取得するものでございます。

なお、農業経営の実態につきましては、香取市農業委員会の証明書が添付されております。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号2番、堀川字堂の前、畑577平方メートルについてでございますが、渡人は、後継者がいないため、耕作を委託している受人に譲渡するものでございます。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号3番、柴崎字下吉山ほか1地区、田3筆、計1万5,088平方メートルについてでございますが、渡人は、自分で耕作ができないため、耕作を委託している受人へ譲渡するものでございます。また、受人は、認定農業者でございます。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号4番、柴崎字下吉山、畑1筆、500平方メートルについてでございますが、渡人は、自分で耕作ができないため譲渡するものでございます。受人は、当該地の近くに作業受託している農地があるということもあり、また、野菜の規模を拡大するため取得するものでございます。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号5番、甘田字甘田入、田2筆、計4,273平方メートルについてでございますが、渡人は、経営規模を拡大したい受人の要望により譲渡するものでございます。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

13ページをお開き願います。

受理番号6番、阿波字神明久保、畑1筆、631平方メートルについてでございますが、渡人は、耕作ができないため、受人へ譲渡するものであります。受人は、渡人の要望により取得するものであります。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号7番、市崎字中畑、畑1筆、99平方メートルについてでございますが、昭和39年当時、交換で農地法第3条の許可を得ましたが、未登記だったため今回、申請するものでございます。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号8番、市崎字和田山、41筆、39平方メートルについてでございますが、昭和39年当時、交換で農地法第3条の許可を得ましたが、未登記だったため今回、申請するものでございます。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号9番、角崎字池の下、田1筆、434平方メートルについてでございますが、耕作の利便性を図るため、受理番号10番と交換するものでございます。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

14ページをお開き願います。

受理番号10番、中山字狸穴下、田1筆、475平方メートルについてでございますが、耕作の利便性を図るため、受理番号9番と交換するものでございます。

担当調査委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号11番、市崎字半田、畑1筆、1,176平方メートルについてでございますが、高齢のため耕作ができないので、親戚に贈与するものであります。受人は、水稻は作業委託

していますが、当該地はトウモロコシを作付するものでございます。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

受理番号12番、鳩崎字堺田ほか1地区、畑1筆、田2筆、計3筆、879平方メートルについてでございますが、渡人は、作業委託している親戚の受人に贈与するものでございます。

担当委員の調査結果は、問題ないものであります。

以上、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

では、受理番号1番を、坂本委員より報告願います。

○20番（坂本一雄君） 20番の坂本です。

受理番号1番について説明いたします。

現場で確認したんですが、聞き取り調査等を行いまして、事務局説明どおり間違いございませんでしたので、問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番を、川島委員より報告願います。

○6番（川島 昇君） 6番、川島です。

受理番号2番について、調査結果を報告します。

受人、渡人に双方に確認をいたしましたところ、議案書記載のとおり間違いありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番、4番を、篠崎委員より報告願います。

○15番（篠崎文夫君） 15番、篠崎です。

受理番号3番、4番を報告いたします。

双方に連絡、電話確認しましたところ、事務局の朗読のとおりでございました。よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を、秋本委員より報告願います。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。

受理番号6番について報告します。

渡人、受人双方に確認しましたところ、ただいま事務局の説明どおりでありまして、問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） 失礼しました。では、受理番号5番を、高須委員より報告願います。

○7番（高須一郎君） 7番、高須です。

受理番号5番について報告します。

4月17日、確認してまいりました。農地法第3条審査表及び事務局の説明どおり相違ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番、8番を、飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号7番、8番を説明いたします。

渡人、受人に会いましてお話を伺ってまいりました。事務局の報告どおり間違いありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号9番、10番を、濱田委員より受けます。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

9番、10番についてお話しします。

受人、譲渡人、双方の方が事前に来まして私に説明をいただき、それを確認して、それから関係書類が届いたのですが、問題ないと思います。あとは、事務局のとおりで間違いはないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） それでは、受理番号11番を、横田委員より報告願います。

○12番（横田悌次君） 12番、横田です。

先週の月曜日、譲受人に会って一応聞き取りしてまいりました。事務局の説明どおりでございますが、一応慎重審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号12番を、宮本委員より報告願います。

○18番（宮本善助君） 18番、宮本です。

12番について説明いたします。

4月22日に受人に会いまして、いろいろと話をしました。本人自体も意欲をもって農業を行っているということで、別に問題ないかと思ひますので、よろしく審議のほどお願ひします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

日程8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

て

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、中山字後畑、畑1筆、499平方メートルについてでございますが、受人は現在アパートに住んでおり、子供も大きくなり手狭になったため、当該地を取得して、木造2階建て1棟129平方メートルの自己住宅を建築するものでございます。また、当該地周辺は住居が建っており、渡人は今後、耕作する予定がないものでございます。

4月12日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査結果は、問題ないものでございます。

受理番号2番、阿波崎神明久保、畑1筆、644平方メートルについてでございますが、受人は、特定郵便局として現住所地で郵便事業を行っていましたが、平成12年、郵便局統合による職員の増加等により事務所が狭くなり、当時、局員の駐車場敷地に新庁舎を建てた際、今回申請いたします申請地に許可を得ないで局員の駐車場として利用していたものでございます。受人は現在、定年により退任していますので、局員専用賃貸駐車場13台分の駐車場として使用するものでございます。また、申請に対しまして始末書が提出されています。

4月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、問題ないものでございます。

受理番号3番、古渡字大道、畑1筆、343平方メートルについてでございますが、受人の檀家数は約80軒で、お盆、彼岸等の法要時に駐車場がないため、周辺道路に路上駐車している状況であります。今回、渡人より、当該地を寄附により取得しまして、駐車場20台分を整備するものでございます。

4月23日、調査委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から。

○15番（篠崎文夫君） 15番、篠崎です。

受理番号1番の関係ですが、事務局と私、あと千勝委員さんと現地のほうを調査してま

いりました。事務局の朗読のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。

受理番号2番について調査報告します。

事務局並びに調査担当委員と現地を確認しましたが、ただいまの事務局説明どおりでありまして、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番。

○29番（鈴木重義君） 29番、鈴木です。

受理番号3について説明します。

4月23日に事務局と担当調査委員さんと現地確認しました。事務局説明のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、16ページをお開き願ひします。

議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、岡飯出字榎臺ほか1地区、畑3筆、田1筆、計4筆、2,117平方メートルについてでございますが、昭和54年よりゴルフ場用地として利用していましたが、地目

変更登記を行っていなかったため、地目変更登記を行うものでございます。

ゴルフ場用地として32年が経過しており、昭和54年当時の航空写真が添付されています。

4月23日、調査委員と事務局で現地を調査をいたしました。調査結果は、問題ないものであります。

受理番号2番、町田字峰添太田、田1筆、584平方メートルについてでございますが、昭和61年ごろより公衆用道路として利用されており、市道の認定もされていますが、地目変更登記が行われていなかったため、地目を変更し、市に移管するものでございます。

昭和59年当時の航空写真が添付されています。

4月23日、担当委員と事務局で現地を調査をいたしました。調査の結果は、問題ないものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番からお願いします。

○13番（内埜新也君） 13番、内埜です。

受理番号1番について説明いたします。

この前、23日に秋本委員、鈴木委員と事務局によって現地を確認いたしまして、何ら問題ないと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号2番ですけれども、4月23日、担当調査委員と事務局により現地を確認してまいりました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いをします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、17ページをお開き願います。

議案第4号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成22年4月7日受理、西代字東田、田1筆、135平方メートルについてでございますが、現状より40センチ盛り土をしまして、田畑転換するものでございます。埋め立ての用土は潮来市清水地区の山砂を使用し、埋め立て用土は54立方メートルでございます。

4月23日、保科委員、野口委員並びに事務局で現地調査を行いました。調査の結果は、問題ないものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、これより質疑を認めません。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを採決します。

本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号41番から46番を除いて説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 18ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

新規設定44件、34万2,838平方メートル、再設定2件、8,827平方メートルでございます。

受理番号1番、南太田字上、田3筆、計7,117平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米145キログラム、おおむね2.5俵でございます。設定を受ける者の経営面積は4,114アールで、農業生産法人でございます。

続きまして、受理番号2番から4番の設定を受ける者の経営面積は676アールで、認定農業者でございます。

受理番号2番の犬塚字玲山下ほか1地区、田3筆、計8,673平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米1俵でございます。

受理番号3番、犬塚字辺田下、田1筆、2,755平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米1俵です。

受理番号4番、犬塚字玲山下ほか1地区、田8筆、計1万7,820平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米1俵です。

受理番号5番、浮島字尾島、田2筆、計1万6,594平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間10年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は1,101アールで、認定農業者でございます。

受理番号6番、結佐字上結佐、田1筆、2,661平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間10年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は167アールで、認定農業者でございます。

19ページをお開き願います。

受理番号7番から16番の設定を受ける者の経営面積は707アールで、認定農業者でございます。

受理番号7番、上須田字上須田、田8筆、計6,089平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号8番、八千石字八千石、田1筆、3,385平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号9番、八千石字八千石、田1筆、269平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号10番、八千石字八千石、田1筆、938平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号11番、上須田字上須田、田1筆、6,329平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号12番、上須田字上須田、田4筆、計1万5,661平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

20ページをお開き願います。

受理番号13番、八千石字八千石ほか1地区、田10筆、計3万4,405平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号14番、上須田字上須田、田3筆、計8,095平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号15番、下須田字新屋敷、田8筆、計8,394平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号16番、阿波崎字居待堂ほか1地区、田2筆、計6,166平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

21ページをお開き願います。

受理番号17番、清水字前浦ほか3地区、田5筆、計1万7,465平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は700アールで、認定農業者でございます。

受理番号18番、須賀津字須賀津ほか2地区、田8筆、畑1筆、計9筆、2万5,382平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり、須賀津地区が玄米2俵、せせ沼地区が玄米1俵、甘田西地区が2俵でございます。設定を受ける者の経営面積は、660アールでございます。

受理番号19番、鳩崎字余郷入、田3筆、計5,366平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は149アールで、認定農業者でございます。

受理番号20番、上根本字中曾根ほか1地区、田3筆、計3,897平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は376アールで、認定農業者でございます。

続きまして、受理番号21番から24番の設定を受ける者の経営面積は1,020アールで、認定農業者でございます。

受理番号21番、上須田字上須田、田1筆、3,966平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

22ページをお開き願います。

受理番号22番、上須田字上須田、田1筆、3,489平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号23番、市崎字小谷津、田1筆、2,144平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号24番、太田字三十枚田ほか4地区、田7筆、計1万2,235平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2

俵です。

続きまして、受理番号25番、26番の設定を受ける者の経営面積は729アールで、認定農業者でございます。

受理番号25番、上須田字上須田、田1筆、446平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号26番、上須田字上須田、田1筆、659平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号27番、上須田字上須田、田3筆、計1,520平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は579アールで、認定農業者でございます。

23ページをお開き願います。

受理番号28番、上須田字上須田、田4筆、計1,475平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は715アールで、認定農業者でございます。

受理番号29番、上須田字上須田、田5筆、計5,152平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者の経営面積は579アールで、認定農業者でございます。

受理番号30番、上須田字上須田、田13筆、計6,472平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は463アールで、認定農業者でございます。

続きまして、受理番号31番、32番の設定を受ける者の経営面積は757アールで、認定農業者でございます。

受理番号31番、新橋字市崎、田1筆、8,520平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

24ページをお開き願います。

受理番号32番、新橋字市崎ほか1地区、田2筆、計3,652平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号33番、上須田字上須田、田14筆、計6,830平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は612アールで、認定農業者でございます。

続きまして、受理番号34番、35番の設定を受ける者の経営面積は525アールで、認定農業者でございます。

受理番号34番、町田字水押、田2筆、計6,697平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号35番、東大沼字谷津、田1筆、1,363平方メートルについてでございますが、

新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

25ページをお開き願います。

受理番号36番、37番の設定を受ける者の経営面積は2,110アールで、認定農業者でございます。

受理番号36番、佐原組新田字高丸、田3筆、計4,216平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号37番、佐原組新田字高丸、田11筆、計1万6,248平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号38番、浮島字妙岐、田1筆、2,005平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間5年、小作料、10アール当たり玄米1.5俵です。設定を受ける者の経営面積は110アールでございます。

続きまして、受理番号39番、40番の設定を受ける者の経営面積は1,152アールで、認定農業者でございます。

受理番号39番、本新、田1筆、1万4,518平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間7年、小作料、10アール当たり玄米2俵です。

受理番号40番、本新、田1筆、1万4,812平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間7年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

以上で、受理番号41番から46番を除いて説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決します。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、続きまして、受理番号41番から46番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に6番、川島委員が該当しますので、川島委員の退室を求めます。

（6番 川島 昇委員 退室）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま 6 番、川島委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 26ページをお開き願います。

利用権設定、受理番号41番から46番についてでございます。

設定を受ける者の経営面積は1,362アールで、認定農業者でございます。

受理番号41番、堀川字舟戸、田 2 筆、計5,925平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号42番、太田字中郷ほか 1 地区、田 2 筆、計5,926平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号43番、堀川字丑新田、田 4 筆、計7,075平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号44番、堀川字草切、田 2 筆、計5,758平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号45番、堀川字草切ほか 1 地区、田 3 筆、計8,1095平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

受理番号46番、駒塚字中田ほか 1 地区、田 2 筆、計4,992平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了します。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号41番から46番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、6 番、川島委員の入室を許可いたします。

（6 番 川島 昇委員 入室）

○議長（加納 昭君） ただいま 6 番、川島委員が着席しましたので、審議を続けます。

日程 1 2 議案第 6 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権
転貸）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 6 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 27ページをお開き願います。

議案第 6 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。

新規設定 1 件、1 万 5,578 平方メートルでございます。

受理番号 1 番、阿波崎字阿波崎ほか 2 地区、田 4 筆、計 1 万 5,578 平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的稲、期間 6 年、小作料、10 アール当たり玄米 2.5 俵です。設定を受ける者の経営面積は 1,454 アールで、認定農業者でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

日程 1 3 議案第 7 号 平成 2 2 年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 7 号 平成 22 年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、28ページをお開き願います。

議案第 7 号 平成 22 年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認についてでございます。

平成22年度の活動重点事業でございますが、まず1としまして農地対策の推進、これにつきましては①の耕作放棄地の解消につきまして、あっせん活動により解消に取り組むものでございます。解消に向けた指導50人、解消面積10ヘクタールの目標設定でございます。指導につきましては、農地法第30条関係の遊休農地の所有者に対する耕作する旨の指導、また、あっせん等の指導により解消するものでございます。

②の違反転用への適切な対応につきましては、違反転用の未然防止に向けて啓発活動を行うものでございます。

③としまして、農地パトロールの実施につきましては、10月から11月を農地パトロール月間としまして、耕作放棄地の発生、無断転用の防止に向けた啓発活動の実施や農地利用の現状把握等を行うものでございます。目標といたしまして、全農業委員による全地区一斉農地パトロールを行うものでございます。

④の農地の監視活動につきましては、毎月10日を地区農地パトロールの日といたしまして、担当地区の遊休農地の実態把握と無断転用防止等、農地の有効利用に向けた啓発普及など監視活動を行うものでございます。

次に、2の担い手対策の推進についてでございますが、①の認定農業者等担い手の確保・育成支援につきましては、担い手に対して認定農業者制度の普及推進を行うとともに、農業経営改善計画の達成に向けた相談、支援を行うものでございます。

②につきましては、担い手に対する農地の面的集積等の支援を行うものでございます。

③につきましては、担い手に対して国・県・市の各種支援策を周知するものでございます。

次に、3の農政対策の推進につきましては、①の認定農業者との意見交換会の実施。この意見交換会を実施し、担い手からの要望等を市・国・県に対しまして建議活動を行うものでございます。

②の食農教育の推進につきましては、耕作放棄地を利用して農業体験学習等、実践活動を行うものでございます。活動の内容は、耕作放棄地の解消と食農教育の推進を目的に、耕作放棄地を利用してサツマイモの作付をしまして、子供を対象に収穫させるなど農業体験学習を行うものでございます。

③の農業者年金の加入推進につきましては、農業者年金制度の周知徹底を目標に年2回実施し、目標を各地区1名の4名を目標に加入推進するものでございます。

次に、4の情報提供活動につきましては、①としまして全国農業新聞の普及推進を図るもので、目標を農業委員1人2部の講読推進を行うものでございます。

②としまして、農業委員会だより等により農業委員会の活動等の啓発を図るもので、目標を農業委員会だよりを年1部発行するものでございます。

次に、5の活動記録の徹底につきましては、農業委員の活動を活動ノートに記録をしまして、年度末に活動の検証を行うものでございます。さきに説明しました毎月10日の監視

活動、また、農業者からの農地法関係の相談、全国農業新聞、農業者年金の推進など日ごらの活動を記録するものでございます。

次に、6の活動計画の策定、活動の点検・評価につきましては、制定された活動の目標、活動計画について年度末に検証・点検を行うものでございます。

以上が平成22年度活動重点事業でございます。また、この活動重点事業は、3月25日に開催されました運営委員会では承認されていますので、ご報告いたします。

以上、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより平成22年度稲敷市農業委員会活動重点事業の承認についてを採決いたします。

本案は申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時05分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

26番 委員 沼 崎 享 ⑩

29番 委員 鈴 木 重 義 ⑩